



議案第二号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例について

三朝町農業共済条例の一部を別紙のとおり改正する

昭和四十一年一月二十四日提出

三朝町長 坂出 雅巳

昭和四拾五年正月二十四日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

(別紙)

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例(昭和三十九年三朝町条例第一号)の一部を次のとおり改正する。

第二十条第一項第一号 「一 水稻 二反歩」 を 「一 水稻 耕作面積 二〇アール」に改める。

第二十一条第一項中 「一反歩」 を 「一〇アール」に改める。

第二十三条第一項中 「一反歩」 を 「一〇アール」に改める。

附 則

(一)の条例は公布の日から施行し、昭和四十一年産の農作物から適用する。